回覧

令和8年(2026年)4月から
鎌倉市内すべての地区で
燃やすごみの戸別収集が
はじまります!!

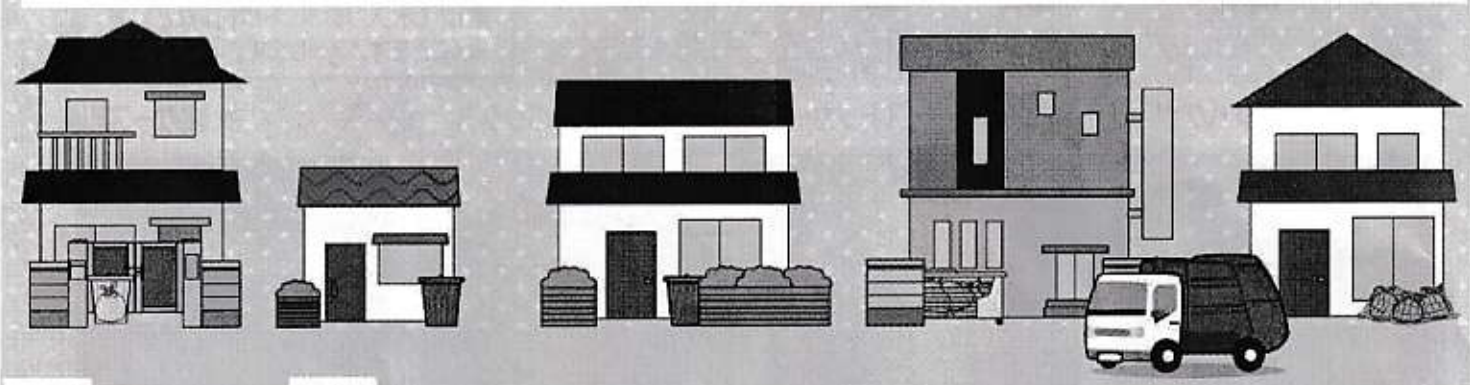

戸別収集とは？

各家庭のごみを道路に面した自宅敷地内に出していただき建物ごとに収集する方法です

戸別収集を実施する理由

■ クリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減

・高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出しに対する負担

・不法投棄、動物被害、設置場所調整・当番制等クリーンステーションの維持管理にあたって生じる負担

■ ごみの減量のため

ごみ出しの責任が明確化され、分別に対する意識が高まり、燃やすごみに混入する資源物の割合が減少することで、ごみの減量につながる

出し方などの詳細は裏面を➡

自治会・町内会単位での説明会のお申込みを受け付けています。
実施をご希望の団体は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

詳細は市のホームページを

お問い合わせ：鎌倉市環境部ごみ減量対策課戸別収集担当(鎌倉市笛田1-11-34)
電話 0467-40-5542　メール kobetsu@city.kamakura.kanagawa.jp

令和7年(2025年)8月発行

◇対象品目
「燃やすごみ」
有料袋（指定収集袋）に入れて出してください。
燃やすごみ以外の品目は従来通り、クリーンステーション（ごみ集積所）にお出しください。

戸建て住宅の場合

◇排出場所例
道路に面した自宅敷地内に「燃やすごみ」をお出しください。
※道路上には出さないでください。
出し場所にお困りの場合は、ご相談ください。

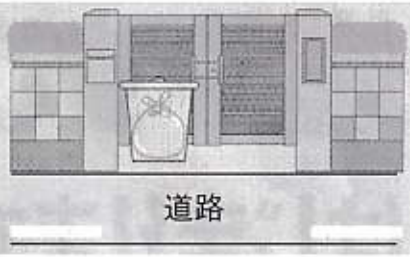

◇排出容器例
動物被害防止のため、蓋つきの容器などをご用意ください。

強風対策のため、容器の中や蓋に重し（水入りのペットボトルなど）を置くことをオススメします。

ポリバケツ

ストッカー

折り畳みボックス

衣装ケース

集合住宅の場合

敷地内にクリーンステーションがある場合

排出方法に変更はありません。従来通り、敷地内のクリーンステーションにお出しください。

敷地内にクリーンステーションがない場合

敷地内に新設される戸別収集品目専用排出場所に「燃やすごみ」をお出しください。
（その他の品目は従来から利用しているクリーンステーションにお出しください。）

クリーンステーションの継続利用制度について

令和８年４月からは原則として、戸建住宅は敷地内に燃やすごみを排出いただくこととなりますが、一定の要件を満たしている場合には、これまで利用していたクリーンステーションを継続して利用することができます。

【申請期日】 令和７年11月28日（金）まで
詳細は市のホームページを。